

在宅医療・介護に関する施設等について

1 病院、医院、クリニック

2 歯科

3 調剤薬局

4 訪問看護ステーション

- ・看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理等の看護を受けられます。

5 居宅介護支援事業所

- ・ケアマネジャーにケアプランを作成してもらい安心してサービスを利用できるように支援してもらいます。

6 訪問介護事業所（ヘルパーステーション）

- ・ホームヘルパーに自宅に訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けられます。

7 通所介護事業所（デイサービス）

- ・デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

8 認知症対応型通所介護

- ・認知症と診断された高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

9 通所リハビリテーション事業所（ディケア）

- ・介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

10 訪問リハビリテーション事業所

- ・専門家に訪問してもらい、利用者が自分で行える体操やリハビリなどの指導を受けます。

11 住宅型有料老人ホーム

- 生活支援などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。食事、介護の提供、家事の供与、健康管理のいずれかのサービス(複数も可)を提供している施設です。介護が必要になった場合は、入居者自身の選択により、外部の介護サービスを利用することが出来ます。

12 サービス付き高齢者向け住宅

- 介護・医療と連携したサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。安否確認・生活相談サービスを提供することが必須です。ケアの専門家が少なくとも日中は建物に常駐し、サービスを提供します。介護が必要になった場合は、入居者自身の選択により、外部の介護サービスを利用することが出来ます。

13 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- 自宅では介護を受けられない方が対象で、食事・入浴などの日常生活の介護や健康管理が受けられます。

14 介護老人保健施設

- 病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方で、医学的管理のもとで介護、看護、リハビリが受けられます。

15 小規模多機能型居宅介護

- 住宅型の施設への「通い」を中心に、自宅に「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

16 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- 認知症と診断された高齢者が共同で生活でき、食事・入浴の介護や支援、機能訓練が受けられます。

17 老人福祉施設（養護老人ホーム）

- 65 歳以上の方で、環境上の理由及び経済的な理由で居宅での生活が困難な方が入所できます。

18 福祉用具販売・貸与・住宅改修

- 自立した生活、より安全な生活が送れるように福祉用具を借りたり住宅を改修したりします。

在宅医療・介護に関する相談、お問合せは、
大津町地域法包括支援センターまで
TEL 096-292-0770

